

セクシュアルマイノリティーに対する差別の解消と 共生社会を実現するための法整備を求める意見書

セクシュアルマイノリティー（性的少数者）は、我が国においてLGBTと総称されることが多く、いまだ否定的に捉えられ、日常生活や就職活動を初め、職場、学校などの社会生活において差別的な扱いを受けることが少なからずあります。その上、セクシュアルマイノリティーは、周囲に悩みを相談しづらいことから、自殺のリスクが高いと指摘されています。

しかし、世界を見ると、先進7カ国のうち、我が国を除く6カ国で同性婚やパートナーシップ制度が導入されています。近年では、2017年にオーストラリアで国民投票が実施され、賛成が過半数を超えた結果、同性婚が法制化されています。

一方、我が国においても、多様なパートナーの認証制度を始めた地方自治体があり、日常生活や社会生活を営む上での不利益を解消しようとする取り組みが進んできているところです。

このように、一人一人がそれぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合える社会を実現することは、全ての人とその個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある社会の形成にも寄与するものと言えます。

よって、国会及び政府は、公的書類における不必要な性別欄の撤廃や、性別変更要件の緩和等の性同一性障害特例法の見直しなど、セクシュアルマイノリティーが差別的な扱いを受けないための措置を講じるとともに、セクシュアルマイノリティーの存在を踏まえた共生社会を実現するため、現在提出されている「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を可決するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月25日

枚方市議会議長 岡 林 薫

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

厚生労働大臣